

亀山市公告第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次の予算を公表する。

なお、「別冊」は省略し、亀山市総合政策部財務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

亀山市長 櫻井義之

- ・ 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号） 別冊
- ・ 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
別冊
- ・ 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号） 別冊